

令和3年6月17日

兵庫県内の事業者の皆様
(飲食事業者を除く)

兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長(兵庫県知事) 井戸 敏三

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に係る 施設の使用制限等の要請について

兵庫県では、事業者の皆様のご協力により県内の新規感染者数は減少傾向にあります。変異株への警戒が必要であるなど、引き続き感染収束に取り組む必要があるため、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置として、下記のとおり、営業時間の短縮等を要請します。

事業者の皆様には厳しい状況が続きますが、県民のいのちや健康を守るため、ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1 要請期間 令和3年6月21日(月)から令和3年7月11日(日)まで

2 要請内容

(1) 多数利用施設

種類・施設例	措置区域 (神戸・阪神南・阪神北・東播磨地域、姫路市)	その他区域 (北播磨・中播磨(姫路市除く)・西播磨・但馬・丹波・淡路地域)
運動・遊技施設	[特措法第24条第9項等に基づく] 【床面積が1,000㎡超】	[特措法第24条第9項等に基づく]
劇場、映画館等	・20時までの営業時間短縮を要請(協力要請) (平日の酒類提供 ^(※1) は11時～19時(「一定の要件」 ^(※2) を満たす店舗に限る。満たさない店舗には提供を行わないよう要請))	・21時までの営業時間短縮の協力依頼 (酒類提供 ^(※1) は11時～20時)
集会・展示施設	(土日祝日の酒類提供の禁止)	
博物館等	【床面積が1,000㎡以下】	・イベント開催制限 ^(※3) の要件を準用した施設の運用を要請
ホテル・旅館 (集会の用に供する部分)	・20時までの営業時間短縮の協力依頼 (平日の酒類提供 ^(※1) は11時～19時(「一定の要件」 ^(※2) を満たす店舗に限る。満たさない店舗には提供を行わないよう要請))	・入場整理の実施を要請
遊興施設	(土日祝日の酒類提供の禁止)	
商業施設 (生活必需物資を除く)	[共通]	・感染対策の徹底を要請
サービス業 (生活必需サービスを除く)	・イベント開催制限 ^(※3) の要件を準用した施設の運用を要請 ・入場整理の実施を要請 ・感染対策の徹底を要請	
	* イベント開催及び映画上映の場合は、21時までの営業時間短縮の要請等	

※1 酒類提供は、利用者による酒類の店内持込みを含む

※2 隔離板等の設置(又は座席の間隔(1m以上)の確保)・手指消毒の徹底・食事中以外のマスク着用の推奨・換気の徹底・4人以内の利用(1グループ) [詳細は別途公表予定]

※3 イベント開催制限の要件

区分	収容定員	人数上限
大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの	100%以内	5,000人
大声での歓声・声援等が想定されるもの	50%*以内	

(収容定員と人数上限のいずれか小さい方)

*異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内)内では座席間隔を設けなくともよい。

(3) 業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策の徹底を要請(全ての施設)

お問い合わせ先

◆兵庫県まん延防止等重点措置・時短要請等コールセンター

TEL: 078-362-9921 受付時間: 平日 9時～17時

◆兵庫県休業・時短協力金コールセンター(協力金に関すること)

TEL: 078-361-2501 受付時間: 平日 9時～17時

◆県ホームページ(施設の詳細は、こちらをご覧ください。)

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/kinkyujitai_soti.html